

## 第1回長野県市町村合併審議会 議事録

- 開催日時 平成19年4月20日(金) 10時～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 市川委員 伊東委員 小林委員 佐々木委員 鷺見委員 高橋委員  
西塚委員 沼尾委員 母袋委員 横道委員
- 県出席者 村井知事 浦野総務部長 山本市町村課長ほか

### 1 開会

(田中 市町村課企画幹)

おはようございます。それではただいまから、「第1回長野県市町村合併審議会」を開会いたします。

私は、本審議会の事務局を務めます県総務部市町村課の田中功と申します。会長が決まりますまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の予定ですが、おおむね12時頃の終了を目途とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、審議会の委員の委嘱につきましてご報告をさせていただきます。お集まりいただきました10名の皆様方に本日付けで市町村合併審議会の委員を委嘱申し上げます。大変恐縮ではございますが、お手元に委嘱状を申し上げさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。では次第に基づきまして、最初に知事からごあいさつを申し上げます。

### 2 知事あいさつ

(村井知事)

おはようございます。本日ご出席の皆様方におかれましては、この度の長野県市町村合併審議会の設置に当たりまして快く委員をお引き受けいただき、またご多用中の中ご出席いただきましたことを、心から御礼申し上げる次第でございます。また県政の推進に関しましては、日頃からそれぞれのお立場で格別なご理解ご協力を賜っておりますことを改めて厚く御礼申し上げます。昨年9月1日の就任以来、県政運営方針の一つとして市町村が主役の長野県づくりということを提唱しているところでございます。地方分権の進展に伴いまして、市町村には住民にもっとも身近な基礎自治体という立場で高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応し、個性豊かな地域社会を築いていく任務が課せられております。

一方、国、地方自治体を通じた財政状況の悪化や少子高齢化、あるいは人口減少時代の到来など、市町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることは多言を要しません。このような情勢の中、市町村においては住民福祉の向上に向けて、持続的に一定程度の行政サービスが提供できるように財政力の強化や専門職員の配置等、ある程度の行財政基盤を備えるということが必要でありまして、そのために市町村合併というものは、一つの非常に有効な手段である、このように考えております。

平成の大合併では、県内の18の地域で合併が行われ、従前120に及んだ市町村が、81に集約されたわけでございます。村の数は現在も37と全国1位となっております。また人口一万人未満の小規

模町村も43に上っており、こちらは北海道に次ぎまして、全国で2番目に多い数でございまして、県内の合併が十分進展したとは言い難い状況であるものと認識しているところでございます。このように市町村を取り巻く状況が厳しさを増す中、更なる合併の必要性を感じておられる地域があることも承知しているところでございます。

国におかれましては、平成22年3月を期限とする、いわゆる合併新法により、引き続き市町村合併を進めております。合併新法では、総務大臣が定める基本指針に基づきまして、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想につきまして、合併審議会のご意見を聴いて策定する、これが都道府県の任務とされております。合併新法の期限を見据えますと極めて重要な時期に来ていると認識しておりまして、このたび県としましても合併審議会を設置いたしまして、合併に向けての環境整備をすることとした次第であります。

県としましては、市町村合併が将来にわたる地域のあり方や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであることを鑑み、人口その他の一定の基準により一律に判断するものではなく、それぞれの地域の歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等の事情を踏まえ、関係する市町村がその住民の方々のご理解を得て主体的に選択するべきものであると考えております。そして自らの判断により、合併を選択した市町村に対しましては構想を策定するなど、最大限の支援を行うとともに、合併を志す市町村に対しても、県としてどのような支援をすることができるのか、本審議会の皆様からのご意見、アドバイスを頂戴したいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ご高見をお持ちの方々にお揃いいただいているわけでございますので、私も大変に意を強くしているところでございます。本審議会の設置の趣旨をご理解いただき、忌憚のないご審議を賜りたいとお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(田中企画幹)

ここで、委員の皆様より自己紹介をいただきたいと存じます。

お手元にお配りしてございます名簿の順番に従いまして、市川委員より順にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

— 市川委員から名簿順に自己紹介 —

(市川委員)

長野市でカントリープレスという情報出版社の統括編集長をしております市川美季と申します。15年来、長野県内の市町村の取材をしております、120市町村はものすごく多いなと実感してまいりました。しかしそこにそれぞれの村や地域の魅力、文化というものが根付いており、行政という区画の中でやったらいいのか、それとも地域の魅力として幅広くやったらいいのか、長く取材をしてる中で感じることもございました。この会議の責任も重い立場かと思いますが、頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(伊東委員)

伊那市の高遠町地域自治区長、そして伊那市高遠町総合支所長を務めております伊東義人でございます。昨年の3月31日に新伊那市に合併したわけでございますが、それまでは高遠町の町長を務めておりまして、1年間、地域自治区長として経験してきたことをこの審議会で生かしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(小林委員)

社団法人長野県経営者協会の理事として団体より推薦いただきました小林勇生と申します。どうぞよろしくお願いたします。当地域、北信地域に限って言いますと、中野市と旧豊田村が合併をしたということで、その他は合併が進んでおりません。その地域の特色を生かしながら、効率面にも配慮した合併というものを模索するといえますか、考えていくことができたらと思っております。いろいろ勉強させていただきながら務めてまいりたいと思っております。

(佐々木委員)

長野県商工会女性部連合会副会長の佐々木悦子でございます。臼田町の商工会女性部長を務めております。私たちの町も2年前に合併いたしましたので、その中で商工業の立場から見て、商工業が落ち込むところもあるといった現実的な観点からも、自主的な合併が望ましいと知事もそのようにおっしゃいましたが、私もそういうことが大事なことだと思います。今年は3年目に入るわけですが、こうすればよかったなどということがたくさん出てきておりまして、そのことが次に合併する方々にも参考になればと思っております。よろしくお願いたします。

(鷺見委員)

NPO法人SCOPの鷺見と申します。私どもは平成15年に設立したNPO法人です。地域・地方のシンクタンクを目指している若いメンバーですけれども、市町村の行政計画の策定や社会調査を、元は大学で研究をする中で発足し事業化して5年目を迎えるNPO法人であります。

その活動の中で、たくさんの住民の皆さんの意見をアンケートですとか市民会議のサポートをする中で受けとめておりまして、必ずしも住民の皆さんの意見が肯定できるものばかりではない一方で、行政の動きにも疑問を感じながら、その中でどういった形で社会的な物事を決めていけばいいのか、勉強しながら仕事をしています。住民の感覚と行政のあり方という部分でいろいろと提言させていただければと思っております。

(高橋委員)

下水内郡栄村の村長の高橋彦芳と申します。現在長野県町村会の副会長を務めております。町村会の役員から推挙されました。長野県は町村が62あるわけで、全国的にも非常に多いと思うわけですが、これも長野県は自然的・社会的に非常に複雑で、このような中で住民が暮らしているということでもあります。その中で合併されたところ、あるいは話し合いを行ったところ、自立を目指したところなど様々でございますので、合併については大変複雑でいろいろな意見がございますが、それらを踏まえて審議会議に臨みたいと思っております。よろしくお願いたします。

(西塚委員)

J A長野県女性部協議会の西塚でございます。J A南信州は長野県の一番南でございます。J A南信州は飯田・下伊那が合併して一つになりました。飯田、下伊那には1市3町11村がありますが、農業としては一つにまとまり、また行政としては別々でやっております。そういった中で農協のように一つになればいいのではないかなとJ A女性部の立場としてはそう考えております。そういった中で審議会に参加させていただき、J Aとしての、また地域としての意見を述べさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(沼尾委員)

信州大学の沼尾です。行政学を担当しているため、その関係でお声をかけていただきました。よろしくお願いいたします。

(母袋委員)

上田市長の母袋創一と申します。先日までは長野県市長会の副会長を務めておりました。現在は理事という立場でございます。私も平成の大合併という貴重な経験をさせていただいた首長として出席させていただいている、そんな感じを抱きながら皆様とともにいい審議会となるよう努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(横道委員)

政策研究大学院大学の横道です。専門は地方自治論・地方行政論で、そういう関係もありまして、もう15年くらいになりますか、市町村合併をテーマに研究してきました。そういった関係でいろいろな自治体の審議会に携わらせていただきました。その知識や経験をこの審議会で生かしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(田中企画幹)

ありがとうございます。次に長野県側の出席者を紹介申し上げます。村井知事のほか、浦野昭治総務部長、事務局を担当します総務部市町村課の山本浩司課長、市町村課の担当職員でございます。

### 3 議 事

#### (1) 会長の選出

(田中企画幹)

それでは議事に入ります。最初に会長の選出についてです。本審議会の会長につきましては、長野県市町村合併審議会条例の第4条の規定によりまして、委員の互選により選出することとされております。会長の選出につきましてご意見がございましたらご発言をお願いします。

(母袋委員)

市町村合併の審議については様々議論があらうか思います。特に今後の市町村の姿とか行政体制のあ

り方、まさに広範にわたる検討、議論が必要だと思われま。ご列席の皆様はそれぞれのご経験者ではございますが、特に総務省の合併研究会座長代理、あるいは他県の合併審議会の会長、会長代理も務められ、かつ長野県総合計画審議会の専門委員も務めておられます横道委員が適任かと思いますが皆様いかがでしょうか。

(田中企画幹)

母袋委員より、横道委員を会長にお願いしたらいかがとのご指名がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(田中企画幹)

ありがとうございました。それでは、横道委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。横道会長には、お手数ですが、会長席にご移動をお願いします。それでは、横道会長より一言ごあいさつをいただきます。

(横道会長)

会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。この審議会は知事のごあいさつにもありましたが、市町村合併の問題について審議することとなります。皆様のご協力をいただきながら、長野県における市町村合併について、いろんな課題があるかと思いますが、調査審議を行い、県からの付託に答えていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(田中企画幹)

引き続きまして、会長代理の選出をお願いします。会長代理につきましては、同じく条例第4条の規定により、あらかじめ会長が指名することになっております。それでは、横道会長よりご指名をお願いします。

(横道会長)

それでは指名させていただきます。

地方自治行政がご専門で、県内の多くの市町村において、総合計画やまちづくり計画などの策定に携わってこられたご経験をお持ちの沼尾委員にお願いしたいと思ひます。

(田中企画幹)

ただいま、会長より、沼尾委員を会長代理にお願いしたいとのご指名がございましたが、沼尾委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(沼尾委員)

お引き受けいたします。

(田中企画幹)

ありがとうございます。それでは、沼尾委員に会長代理をお願いすることと決定させていただきます。恐れ入りますが、公務の都合のため村井知事はここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それではこれ以降の議事につきましては、条例第5条に基づき横道会長をお願いいたします。

## (2) 合併審議会の設置について

(横道会長)

それでは、早速ですが、これより私が議事進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の会議の公開に関してですが、事前に皆様にご連絡をさせていただいておりますけれども、原則として公開により行うことといたしましたのでご報告させていただきます。

それでは審議に入ります。会議次第に沿って事務局から提出されている資料の説明を順次お願いします。はじめに、議事の(2) 合併審議会の設置についてですが、本審議会は「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる「合併新法」の規定に基づき、長野県条例により設置されております。法律を前提とした本審議会の基本的な位置付けや役割について、事務局から説明をお願いします。

なお、合併構想の策定等に向けた審議会の具体的な進め方やスケジュールなど、あるいは今後の方向性については、議事の(5) で皆様のご意見を頂戴し審議したいと考えておりますのでご了承願います。

(山本市町村課長)

— 資料1により説明 —

(横道会長)

ただいま事務局から、本審議会の設置の趣旨について説明をいただきましたが、ご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは説明がございました趣旨に基づき調査審議していくことといたします。

## (3) 市町村合併の状況について

(横道会長)

次に議事の(3) 市町村合併の状況について事務局から説明をお願いします。

(玉井 市町村課まちづくり支援係長)

— 資料2により説明 —

(横道会長)

ただいま全国の市町村合併の状況、長野県の状況と現在の市町村の合併に向けた動きなど説明をいた

だいたわけですが、これについてご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。またあれば後ほどお願いします。

#### (4) 市町村の合併の特例等に関する法律【合併新法】等について

(横道会長)

それでは次に、議事の(4)市町村の合併の特例等に関する法律などについて事務局から説明をお願いします。

(小林 市町村課まちづくり支援係企画員)

— 資料3により説明 —

(横道会長)

ただいま、いわゆる合併新法等について説明がありました。合併新法の概要、財政支援措置の変化ですとか、6ページを見ていただくとよくわかりますが、期限の関係、新法の適用期限が平成21年度末、すなわち平成22年3月31日までであり、この期間内の合併について、構想を作ってかつ構想対象市町村となれば財政措置が受けられるという仕組みになっているということです。何か質問等はございますか。よろしいですか。

#### (5) 審議会の位置付けと進め方について

(横道会長)

次に、議事の(5)、これが本日の一番重要なところですが、本審議会の位置付けと進め方について、はじめに事務局から説明を受けた後、審議したいと思います。では事務局より説明をお願いします。

(山本課長)

— 資料4により説明 —

(横道会長)

今、事務局から説明がありましたが、ポイントは4ページを見ていただくとわかります。構想の中で一番具体的なものとして3番目の市町村の組合せがあります。これをどういった形で県が構想の中に示していくかというときに、関係市町村からの申入れを踏まえて組合せを示すというのが県の考え方であるということがございます。ここが中心になるかと思いますが、この点につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(高橋委員)

構想策定に係る基本的な考え方、2ページですが、関係する全部の市町村から申入れがあった場合と

なっていますが、これは合併新法第3条によるところの市町村というふうに考えてよろしいですか。

(山本課長)

前提は関係する市町村全部から申入れがあったということで、想定されるケースとしては、関係する全市町村で構成される法定合併協議会が設置されている状況にあるものと考えております。

(高橋委員)

法第3条には、普通の合併というのは誰にも強制されることのない関係市町村が自ら進んで合併しようとする場合に合併協議会を設置すると書かれている。この法第3条でいうところの関係市町村を指すということでよろしいですか。

(横道会長)

皆さんにもわかるように法第3条でいう市町村が何かを説明した上でお答えください。

(山本課長)

法第3条では、「市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法の規定により合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画、これを合併市町村基本計画と言いますが、この計画の作成、その他市町村の合併の協議を行う協議会を置くものとする。」と定められております。

よって、高橋委員のご指摘のとおりでございます。

(小林委員)

要するに、県の姿勢とすればお見合いの場をつくるのではなく、恋愛をしたものに対して側面的な応援をするという考え方でよろしいのでしょうか。

(山本課長)

基本的にはそのとおりでございます。ただ、今のお話はあくまでも合併をしようと協議会を設置したものが該当することになると思いますが、そこまでいかなくても合併を志している市町村も中にはございます。これに対して、県としてどのような支援をしていくことができるのかということがまだ具体的にになっておりませんので、この審議会のご意見をお聴きしながら、県としてどのようなサポートができるのかということをご検討していきたいと考えております。

(小林委員)

ちょっと背中を押してあげるといっても、審議会でも検討しようということですか。

(山本課長)

どういう対応策があるのかということをご検討していきたいと考えています。

(横道会長)

今の関連でいうと、資料4の4ページをご覧くださいなのですが、合併新法ではこの全部を構想と

して作りなさいということになっています。その中の具体的な市町村の組合せが、3番目のところででてくることとなります。この構想対象市町村について、事務局が提出した案では合併協議会が設置されるなど関係市町村の全部からの申入れを踏まえて示しましょうということでもあります。この審議会の役割としてはそれを含む全体の構想を作るわけですから、その中で小林委員がおっしゃられたことはいろいろと議論をしていただければと思います。

では、県の市町村合併に関する基本的な考え方、特に構想策定に関する基本的な考え方については、この方針で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(横道会長)

ありがとうございます。

それでは次に、今後の進め方について審議いたします。具体的な構想対象市町村について、関係する市町村からの申入れを受けて構想を作るということになりますと、先ほど事務局の説明では、いくつか合併に向けた動きはあるようですが、まだそこまでには至っていないということになり、そうするとこの審議会も現段階では何もやらなくていいということになりますけれども、その点につきましては、先ほども申しましたように、また知事の議会答弁などからも、合併の必要性だとか、合併を志す市町村に対する県の支援のあり方についても本審議会の意見を聴きたいとのご意向でもあります。また、私としても合併新法の期限、平成22年3月ということでもありますので、市町村が置かれている厳しい状況を考えますと、この審議会において市町村合併の議論を更に深めていく必要があると思っております。したがって、事務局の方から本審議会の今後の進め方について案を示していただきたいと思っております。

(山本課長)

それでは横道会長のお許しをいただきました。この審議会でも是非この点について議論をお願いしたい事項につきまして資料を配布させていただきます。

(事務局より資料配布)

(横道会長)

では、ただいまお手元に配布されました資料について事務局より説明をお願いします。

(山本課長)

— 事務局提出資料により説明 —

(横道会長)

今、事務局より説明がありましたが、構想対象市町村の組合せは申入れを受けてからになりますけれども、それ以外の部分について構想策定に向けた準備をしておかなければいけませんし、更にもう少し市町村合併、また市町村のあるべき姿についての議論をこの審議会ですておいた方がいいだろうという

ことで事務局にお願いしてこういった案を作らせていただきました。いかがでしょうか。

(伊東委員)

ちょっとよろしいですか。第2回目以降の審議会はこんな進め方でいいと思います。長野県ではこういうやり方でやるということでしょうが、長野県の場合は国の法律では「合併推進審議会」を「合併審議会」という名称にもしました。他の県ではどういうやり方でやっているかということのを参考にしたいと思いますので、次の審議会にそれがわかる資料を出していただければと思います。

(横道会長)

それは事務局で用意してください。他にはいかがでしょうか。

私からもお願いします。現状分析の部分になりますが、以前の合併推進要綱でも示されたかと思いますが、生活圏の結びつき、広域生活圏の状況ですとか、歴史的な昔からの地域区分、地域性がわかる資料を提出していただければと思います。

他にも追加資料ですとか、次回、あるいはこれからの審議に向けて要望とかご意見がございましたらお願いします。

(母袋委員)

話をお聞きして、この審議会の役割は重要だとひしひしと感じました。主体性が関係市町村にあることはわかりますが、合併の推進に向けてやはりこの審議会なり県の役割は大変大きな重い意味合いがあると思います。したがって平成22年3月の期限というのは、このタイミングというのは、知事も言われているとおり大変重要なだけに、様々な視点で関係者や首長だけでなく、情報の共有も含め、県民一人ひとりに届くような、将来を見据えて疑問を投げかけられるようなこともやっていかないと、合併新法の成果がどの程度期待できるか疑問に思うわけでございます。その危機感も捉えて、そういった姿勢で臨んでいくべきだと思います。

知事のコメントにありました合併を選択した市町村には最大限のサポートをするのは大変重要な視点だと思っております。その中身についても今後検討していくということでしょうが、是非力を入れて考えてほしいというのが一つでございます。

もう一つ、このスケジュールでいくと、平成20年に合併協議会設置ということになっておりますが、現在合併に向けた動きがある市町村においては、何か動きにくくなるのではないかと若干気になります。これは20年まで待てよということを行っているのか、その辺りについて説明いただきたいと思います。

(山本課長)

事務局より提出させていただいたスケジュールは、具体的な動きとして20年以降からと示してありますが、この日程に拘束するというつもりはございません。関係市町村からの申入れがあれば19年の日程の中でも随時審議会を開催させていただくということでもよろしくをお願いします。

(横道会長)

現在、統一地方選挙の後半戦であり、それが終われば全国で合併に向けた動きが出てくると思います。長野県では協議会までは作っていないけれども合併に向けた動きはあるとの説明がありました。今後、

早まる可能性もあるし、もちろん遅くなることもあります。

先ほどの財政支援措置の中で、資料3の13ページを見ていただきたいのですが、普通交付税の合併算定替の特例措置の期限が段階的に5年短縮となっていますが、カッコ内を書いてありますように、平成19年、20年度は7年、平成21年度は5年となります。財政的特例措置だけがすべてではありませんが、新法の期間内に合併しようと考えている場合には、できれば20年度内に合併したいという動きが出てくるかもしれません。かなり前倒しで合併するということも出てくるでしょうし、実際に他の県ではそういう話がでているところございまして、予定していた構想策定の時期を逆に早めていかなければいけないという事態が起きております。同様に長野県においても、関係市町村から早く合併したいので構想を早く作ってくれという話になることも想定されるわけでございます。

このスケジュールにつきましては、あくまでも仮のものとして、第2回、第3回はこういう形でやりましょうということですが、一方で市町村の動き方によってはこれを相当前倒してやらないと、そう対応しないと市町村の意向に反するということになってしまいますので、審議会としては柔軟に対応していきたいと思っております。

その点も踏まえ、次回以降、このような形で進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(横道会長)

その他にはよろしいですか。それでは本日予定していた審議はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

なお、私の方から委員の皆様をお願いしたいことがございます。ご意見ですとか次回以降の資料要求がありましたら、事務局の方に直接申入れていただきたいと思っております。それらも用意して、次回以降できるだけ効果的な実りのある議論をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(田中企画幹)

どうもありがとうございました。先ほどご審議いただきました審議スケジュールということで、第2回の開催予定でございますけれど、お忙しいところ恐縮ですが、別途日程を調整させていただきます。できるだけ早くご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回の市町村合併審議会を閉会いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。